

入札監理小委員会の審議結果報告

防衛省市ヶ谷地区施設管理業務

防衛省の「防衛省市ヶ谷地区施設管理業務」について、当該民間競争入札実施要項（案）を入札監理小委員会において審議したので、その結果（主な論点と対応）を以下のとおり報告する。

1. 事業の概要

(1) 事業の概要

- 本業務は、防衛省・自衛隊が所在する市ヶ谷地区各施設の管理業務（①統括管理・各設備点検保守業務、②運転・監視及び日常点検等業務（その1）、③運転・監視及び日常点検等業務（その2）、④清掃・植栽管理・廃棄物監理・環境保全業務、⑤警備・受付業務）である。
- 事業期間は3年間（平成30年4月1日～平成33年3月31日まで）であり、市場化テスト第4期目である。

第1期	平成23年4月1日～平成26年3月31日（3年間）
第2期	平成26年4月1日～平成29年3月31日（3年間）
第3期	平成29年4月1日～平成30年3月31日（1年間）
第4期	平成30年4月1日～平成33年3月31日（3年間）

- 第1期及び第2期において1者入札であった要因分析及び調査を、平成28年度に部外委託し、その検討結果及び第3期応札状況を踏まえ、第4期においては、適正な業務範囲により複数年による民間競争入札を実施
- 防衛省・自衛隊の所在する市ヶ谷地区の各施設は、危機管理（対処）官庁の中核として不断に機能する必要があるため、この特性を踏まえつつ、必要な執務環境を確保し、各種任務が迅速かつ適切に実施されるよう各業務を実施することを目的とする。

(2) 選定の経緯

官民競争入札等監理委員会（19.3.23）における「施設・研修等分科会の当面の進め方」の議論を受け、国の行政機関が所有する一般庁舎等の施設の管理・運營業務を包括的な業務として一本化する提案を依頼、防衛省において検討を進め、平成22年度公共サービス改革基本方針において選定された事業である。

2. 事業の評価等を踏まえた対応について

本事業については、第3期事業を現在実施中であり、評価を得ていないため、第2期事業の評価時（28.7）及び第3期事業の実施要項案審議時（28.10）の

論点及び対応を記載。

【論点】

本事業の実施状況は良好であるが、1者応札となっており、競争性の確保という点において課題が認められることから、次期事業においては、以下のような競争性の改善策を講じる必要があると考えられる。

- ・ 企画書作成期間や引継ぎ期間の延長
- ・ 競争参加資格や有資格者の条件の緩和
- ・ 調達単位の見直し等の検討の実施

【対応】

- ・ 企画書作成期間の延長（約1か月→約1.5か月）（第3期から承継）
- ・ 引継ぎ期間の延長（約1.5か月→約2か月）（資料1-2-1:P10/591, 1-2-2:P9/74, 1-2-3:P9/73, 1-2-4:P9/174, 1-2-5:P9/65）
- ・ 競争参加資格の緩和（A等級→A又はB等級）（第3期から承継）
- ・ 有資格者の条件緩和（第1種電気工事士：全員所有→1名所有）（第3期から承継）
- ・ 有資格者の条件緩和（「運転・監視及び日常点検等業務」業務従事予定者全員の名簿及び保有資格一覧表の提出→責任者相当のみ提出）（資料1-2-2:P10/74, 1-2-3:P10/73）
- ・ 業務範囲の見直しを行い、11業務を5区分（第3期事業：3区分）に分割して調達（資料1-2-1, 1-2-2, 1-2-3, 1-2-4, 1-2-5, 参考資料「市ヶ谷地区施設管理業務の業務範囲における検討」）

3. その他の修正変更について

- ・ 業務期間を、第1期及び第2期と同様に3年間へ変更（資料1-2-1:P9/591, 1-2-2:P8/74, 1-2-3:P8/73, 1-2-4:P8/174, 1-2-5:P8/65）
- ・ 業務範囲見直し等により、個々の統括管理業務を廃止し、「市ヶ谷地区施設管理業務」を全て取りまとめる「統括管理業務」を新設。併せて個々の業務を掌握するために「総括業務責任者」を新設（資料1-2-1:P4-5/591, 1-2-2:P4/74, 1-2-3:P4/73, 1-2-4:P4/174, 1-2-5:P4/65）
- ・ 対象施設の増（体育館1棟）（資料1-2-1:P24/591, 1-2-2:P23/74, 1-2-3:P23/73, 1-2-4:P23/174, 1-2-5:P23/65 他）
- ・ 点検保守業務の増（監視カメラ更新完了）（資料1-2-1:P4/591, P106/591 他）
- ・ 純水装置再生業務の減（コ・ジェネ設備廃止）

4. 実施要項（案）の審議結果について

- ・ 調達単位の見直しについて
（資料1-2-1, 1-2-2, 1-2-3, 1-2-4, 1-2-5, 参考資料「市ヶ谷地区施設管理業務の業務範囲における検討」）

【論点】

「運転・監視等業務」について、業務規模が大きいため複数者応札を狙い分割することについては理解するが、「警備・受付業務」についても第3期事業が一者応札（入札不参加理由：人員確保が困難）であったことを踏まえ、分割する等の検討は行わなかったのか。

【対応】

第4期においては、業務準備期間を第3期より長期間確保することに努めること及び第3期と同様にJV（企業共同体）での参加であれば、事業者側の人員確保に一定程度期待できるものと考え、第3期における入札説明会参加者が8者であったこともあり、分割せずに実施したいと考えている。

【論点】

本件事業について、5分割で実施する「案4」以上に良い案が出せるかというとなかなか難しいし、防衛省における試行錯誤の結果であり、「案4」が妥当だとは思う。

【対応】

業務を統合若しくは分割し過ぎることで、業務自体に弊害が出てはならないと考えており、「案4」で一者応札が改善できればベストだと考えている。

5. パブリックコメントによる意見への対応について

平成29年8月4日から8月17日まで実施したパブリックコメントにおいて、1者から1件の意見が寄せられた。意見内容は、「統括管理業務については公務員で行ったらどうか」であり、実施要項の修正には至らなかった。

（参考資料：「防衛省市ヶ谷地区施設管理業務」に関する意見募集（パブリックコメント）に対する意見）